

新聞の訪問販売に関する自主規制規約

昭和61年 2月18日

改正 平成27年 6月18日

〔目的〕

第1条 この自主規制規約は、「特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）」（以下「特定商取引法」という。）を順守し、新聞の訪問販売をめぐる購読者の苦情やトラブルを未然に防止し、苦情等が発生した場合の適正かつ速やかな解決を図るため定めるものである。

〔定義〕

第2条 この規約において「訪問販売」とは、新聞社、販売店（所）等の店舗以外の場所において、購読契約の申し込みの受け付け、または購読契約の締結（以下「購読契約の締結等」という。）をして行う新聞の販売をいう。

〔氏名等の明示〕

第3条 訪問販売を行う者は、訪問販売をしようとするとき、その相手方に対し、本人の氏名、新聞社名ならびに販売店名、販売店の所在地およびその電話番号、勧誘をする目的である旨および販売しようとする新聞名を、口頭または書面で明らかにしなければならない。

〔書面の交付〕

第4条 購読契約の締結等を行ったときは、直ちにその相手方とその内容を明らかにした購読契約書を交わさなければならない。その際、相手方に対し交付すべき書面は、特定商取引法その他関係法令に規定された事項を満たすものでなければならない。

〔禁止行為〕

第5条 訪問販売を行う者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 購読契約の締結等の勧誘に際し、またはその撤回もしくは解除（以下「解除等」という。）を妨げるため、その相手方の判断に影響をおよぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げること。
- (2) 購読契約の締結等の勧誘に際し、またはその解除等を妨げるため、その相手方の判断に影響をおよぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。
- (3) 購読契約の締結等の勧誘に際し、またはその解除等を妨げるため、その相手方を威迫して困惑させること。
- (4) 購読契約の締結等を行う意思がない旨を表示している相手方に対し、勧誘を継続すること。
- (5) 老人その他相手方の判断力の不足に乗じて購読契約の締結等をさせること。
- (6) 購読契約の締結等を行うに際し、購読契約書に購読契約期間その他の事項についてその相手方に虚偽の記載をさせること。

(7) 購読契約の締結等またはその解除等によって生ずる債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。

(8) その他関係法令に違反する行為や、公序良俗に反する行為を行うこと。

〔購読契約の締結等の解除等〕

第6条 販売店は、第4条に定める相手方に交付すべき書面を相手方が受領した日からその日を含む8日以内に、相手方が購読契約の締結等の解除等または変更の申し入れに係る書面を発した場合には、これに応じなければならない。

〔登録および研修〕

第7条 新聞社は訪問販売を職業とする者（販売店に雇用される者を含む）の登録および研修制度を実施する。この場合、公益社団法人日本訪問販売協会と密接な連絡をとるものとする。

2 新聞社は訪問販売を職業とする者の登録および研修制度の制定または改廃を行おうとするときは、日本新聞協会販売委員会に対し、その内容を報告するものとする。

3 日本新聞協会販売委員会は、新聞社に対し、訪問販売を職業とする者の登録および研修制度について助言を行うことができるものとする。

〔苦情処理〕

第8条 訪問販売についての苦情の処理は、この自主規制規約の精神にのっとり、新聞社および販売店が責任をもって速やかにかつ適正に対処するものとする。

〔日本新聞協会販売委員会が行う措置〕

第9条 日本新聞協会販売委員会は、訪問販売を行う者が、第3条、第4条、第5条または第6条の規定に違反した場合、その者が関係する新聞社に対し、必要な措置をとることができる。

附 則

1. この規約を実施するうえで必要な事項については、別に細則を定める。

2. この規約は、平成27年6月18日から施行する。